

# 会 費 規 程

(制 定 平成8年6月6日)

最終変更 2022年6月24日

(制定根拠)

第1条 会員及び準会員が納入すべき会費については、規約第15条の規定に基づきこの規程の定めるところによる。

(近畿C. P. A. ニュースの購読料)

第2条 規約第11条に定める会費には、近畿C. P. A. ニュースの購読料を含むものとする。購読料の額については地域会役員会において定める。

(会費の負担)

第3条 毎月末日現在会員及び準会員である者は、当月の会費を負担しなければならない。

(納期)

第4条 会費の納期は毎月末日とする。ただし、次の区分により徴収することができる。

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| (1) 4月から9月分まで    | その年の4月末日  |
| (2) 10月から翌年3月分まで | その年の10月末日 |

(会費の返還)

第5条 前条のただし書きの規定により納入した後に退会した会員及び準会員の会費のうち、退会の月を含むそれ以降の期間に相当する会費は返還するものとする。

(会費の順序)

第6条 納入された会費は、納期の古いものから順次納入されたものとする。

(会費の徴収猶予、減額又は免除)

第7条 規約第12条の定める、会費の徴収猶予、減額又は免除をすることができるのは、次の場合をいうものとする。

- (1) 災害により業務に支障を生じたとき。
  - (2) 疾病その他心身の障害により長期にわたり業務を行うことができないとき。
  - (3) 出産、育児又は介護により長期にわたり業務を行うことができないとき。
  - (4) その他会長がやむをえないと認めたとき。
- 2 前項に定める会費の徴収猶予、減額又は免除を受けようとする会員及び準会員は、書面又は電磁的方法により会長に申請するものとする。
  - 3 日本公認会計士協会（以下「協会」という。）会長に会費免除等に関する細則（以下「協会細則」という。）第2条第1項に規定する申請書が提出されたときは、これをもって会長に対する会費の徴収猶予、減額又は免除の申請があったものとみなす。

(会費減額の特例)

第8条 規約第13条の定めるところにより、会員が、次に掲げる全ての事項に該当する場合には、会費を減額することができる。

(1) 次に掲げる事由のいずれかにより、公認会計士としての業務（公認会計士の名称を用いて従事する業務（公認会計士の資格をもって登録できる他の職業専門家としての業務を含む。）をいう。以下同じ。）を行わないこと。

ア 国又は地方公共団体に常時勤務すること。

イ 監査法人又は監査法人が実質的に支配しているものとして公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第5条に規定する関係を有する法人その他の団体以外の団体に常時勤務すること（大学教員としての職務又は会社経営者としての業務に従事している者は除く）。

ウ 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第5号に規定する非居住者であること。

エ 大学、大学院等に在学し、学業に専念していること。

(2) 減額を受けようとする月の前月までの会費が完納されていること。

2 前項に定める会費の減額を受けようとする会員は、書面又は電磁的方法により会長に申請するものとする。

3 協会会長に協会細則第3条第1項に規定する申請書が提出されたときは、これをもって会長に対する会費の減額の申請があったものとみなす。

4 減額の開始は、第2項の申請に基づき会長が認めた月からとする。

5 減額が認められた会員の会費の額は、規約第11条第1号で定める額の半額とする。

6 会費の減額が認められた会員が、その後公認会計士としての業務に従事することになった場合は、速やかにその旨を書面又は電磁的方法により会長に通知しなければならない。

(会費免除の特例)

第9条 規約第13条の定めるところにより、会員及び準会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、会費を免除することができる。

(1) 満年齢80歳に達した月において、会員及び準会員としての期間が通算して20年以上であり、その月の前月までの会費が完納されている場合

(2) 満年齢80歳に達した月において、会員及び準会員としての期間が通算して20年に満たない場合には、20年に達する月までの会費が完納された場合

2 前項に定める会費の免除を受けようとする会員及び準会員は、免除を受けようとする月の前月末までに書面又は電磁的方法により会長に申請するものとする。

3 協会会長に協会細則第4条第1項に規定する申請書が提出されたときは、これをもって会長に対する会費の免除の申請があったものとみなす。

4 第1項各号を適用するに当たり、未納会費がある場合には、当該未納会費の完納を

まって免除する。

- 5 免除の開始は、第1項第1号にあっては、満年齢80歳に達した月から、第2号にあっては、20年に達した月の翌月からとする。

(通知)

第10条 会費の徴収猶予、減額又は免除の態様は次のとおりとし、本人に書面又は電磁的方法をもって通知する。

- (1) 徴収猶予
- (2) 会員の会費相当額から半額への減額
- (3) その他の減額
- (4) 免除

2 前項の通知は、協会細則第6条の通知をもって代えることができる。

(会費滞納の場合の措置)

第11条 会長は事業年度の末日をもって1年以上会費を滞納している会員又は準会員に対し、納入期日を定め督促するものとする。

2 前項による指定期日までに会費の納入がない場合は、規約第14条にもとづき、次の各号の手続きを行うものとする。

- (1) 当地域会独自で行う事業活動に関する経済的利益の供与を滞納会費が完納されるまで停止する。
- (2) 協会会長に会費を1年以上滞納している旨を報告するものとする。

## 附 則

この規則は、平成8年6月6日より施行する。

第1次 改正附則（平成18年6月5日改正）

この改正規則は、平成18年4月1日に遡及して施行する。

第2次 改正附則（平成19年6月5日改正）

この改正規則は、平成19年6月5日より施行する。

第3次 改正附則（平成25年6月20日改正）

この改正規則は、平成25年6月20日（近畿会総会において承認のあった日）から施行する。

第4次 改正附則（平成26年6月20日改正）

1 この改正規程は、平成26年6月20日（近畿会総会において承認のあった日）から施行する。

2 この改正規程による改正後の第8条第1項の規定は、平成26年4月以後に会員及び準会員が負担すべき会費について適用する。

改正附則（2019年6月25日改正）

- 1 この改正規定は、普通会費の額に定める会則の規定の改正について金融庁長官の認可があった日又は2019年10月1日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この改正規定は、2020年4月分の会費から適用し、同月前に発生する会費については、なお従前の例による。

附 則（2021年6月25日改正）

- 1 この改正規定は、2021年6月26日から施行する。
- 2 この改正規定は、2021年4月分の会費から適用し、同月前に発生する会費については、なお従前の例による。

附 則（2021年6月25日改正）

- 1 この改正規定は、2021年6月26日から施行する。
- 2 この改正規定は、2021年4月分の会費から適用し、同月前に発生する会費については、なお従前の例による。

附 則（2022年6月24日改正）

- 1 この改正規定は、協会の会費規則が施行された日（2023年4月1日）から施行する。
- 2 協会の会費規則附則第2項の規定は、この規定に準用する。